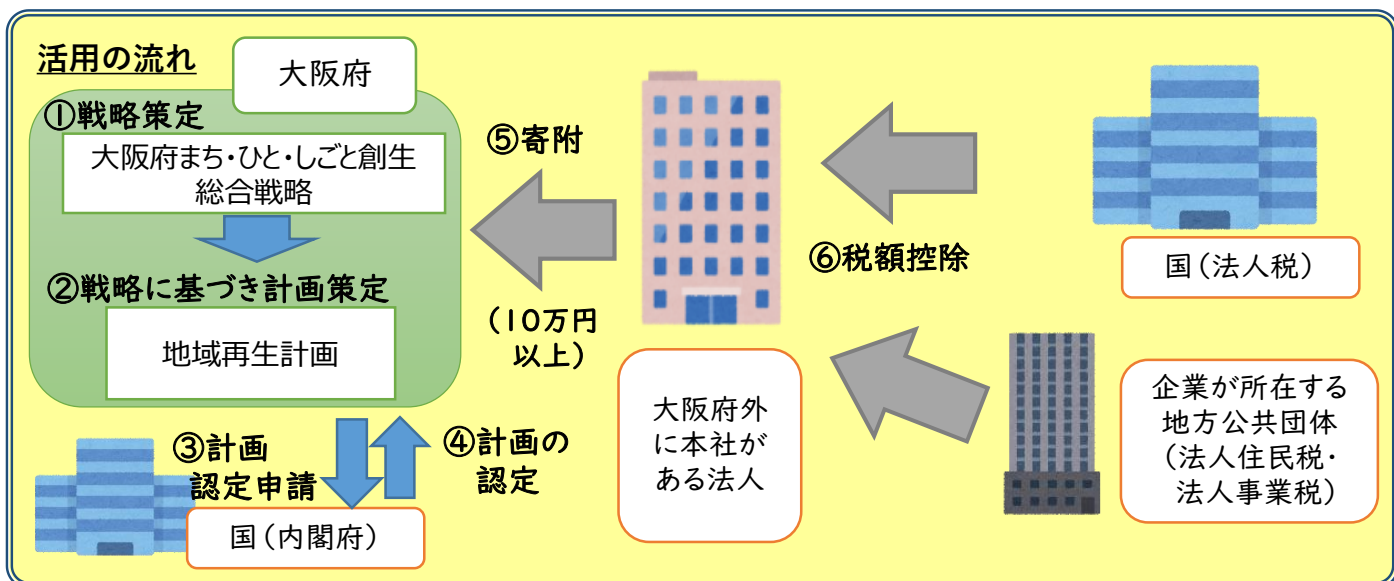


新型コロナウイルス助け合い基金に対する企業の寄附への 企業版ふるさと納税の適用について（ご案内）

令和2年6月9日より、新型コロナウイルス助け合い基金(事業)に対する法人の寄附に、企業版ふるさと納税の適用が可能となりました。

【企業版ふるさと納税の概要】

企業版ふるさと納税は、地方版総合戦略（大阪府まち・ひと・しごと総合創生戦略）に基づく地域再生計画に位置付けた取組み[事業]に対して法人が寄附[当該事業に充当]を行った場合に、法人関係税から税額控除がされる仕組み。



適用対象：大阪府外に本社がある法人であって、寄附金が10万円以上の場合。
※令和2年6月8日以前に遡及して適用することはできません。

企業版ふるさと納税に係る税制措置の概要

損金算入による軽減効果 国税+地方税 約3割	①法人住民税+②法人税 4割	③法人事業税 2割	企業負担 約1割
通常の寄附	企業版ふるさと納税を活用した寄附		

ふるさと納税活用で軽減効果最大約9割に

※制度の詳細については下記担当部局にお問い合わせください。